

2 人口減少対策

(3) 教育の充実

国への提案事項

1 児童生徒と向き合う時間の確保

- 児童・生徒と向き合う時間を確保するために、教職員定数の拡充やスクール・サポート・スタッフの全小中学校への継続的な配置、部活動指導員など教員をサポートする人材を必要とする全ての学校に配置ができるように、財政措置の拡充を図ること。
- 産・育休代員の前倒し措置について、加配措置の対象期間を拡充すること。また、加配措置の対象を高等学校及び特別支援学校の教職員まで拡充を図ること。

2 学びのセーフティネットの構築

- 家庭の経済状況等にかかわらず、全ての子供の能力と可能性を最大限高められる教育を実現するため、経済的に困難な状況にある家庭へ、切れ目のない支援が行えるよう更なる教育費負担の軽減を図ること。

3 医療的ケア児及びその家族に対する支援

- 保護者のニーズに対応した支援を行うに当たり、令和6年度に実施される医療的ケア児への保護者の負担軽減に関する調査研究の結果を踏まえ、医療的ケア看護職員の配置に係る財政措置の更なる充実を図ること。

4 公立学校施設整備の促進

- 老朽化が進行している施設の整備を促進するために、小中学校等については、長寿命化改良事業の補助要件の緩和等、更なる制度の拡充を行うとともに、長寿命化改修後30年程度経過した施設の改築についても補助対象とすること。また、高等学校については、長寿命化改修後30年程度経過した施設の改築についても地方財政措置を行うこと。 【提案先省庁：総務省、文部科学省、スポーツ庁、文化庁】

1 児童・生徒と向き合う時間の確保

現状／広島県の取組

【児童・生徒と向き合う時間の確保】

- 国の法改正等を踏まえ、令和2年3月に条例・規則の一部改正等により、教育職員の時間外在校等時間の上限を原則月45時間、年360時間以内と定めるとともに、学校における働き方改革取組方針を改定し、上限の範囲内とすることを目指して取組を推進している。
- スクール・サポート・スタッフの配置や管理職による組織マネジメントの徹底等により、時間外在校等時間が月45時間を超える教員は減少しているものの、依然として多く存在している。
- 国の加配措置を活用して、5月から7月までの期間に産休・育休を取得することが見込まれる小学校、中学校、特別支援学校(小・中学部)の教員の代員について、年度当初から前倒しで任用している。

<月45時間超の教員数及びその割合>

年度	R元	R2	R3	R4	R5※
県立学校	延べ 19,896人 (34.5%)	延べ 12,727人 (22.4%)	延べ 11,524人 (20.4%)	延べ 11,326人 (20.3%)	延べ 10,988人 (19.9%)

※ 令和5年度は、4月から2月までの実績値に、過去実績を踏まえた3月の見込時間を加えた推定値

課題

【児童・生徒と向き合う時間の確保】

- 学校における働き方改革を推進するとともに、児童生徒の多様な興味・関心や能力、適性等に対応した個別最適な学びを推進していくために、教職員定数の一層の拡充が必要である。
- 教員の職務内容は、授業のほか、生活指導や進路指導、さらには地域や保護者への対応など多岐に渡っており、負担軽減を図るために、教員をサポートする職員の一層の拡充が必要である。
- 産・育休代替教師確保支援加配の要件が、5月から7月末までの期間に産休・育休を取得する見込みがあり、かつ、小・中学校の教職員及び特別支援学校(小・中学部)の教員に限られており、更なる代員確保の推進のためには、対象期間の延長や対象校種・職種の拡大が必要である。

【関係補助金】

教育支援体制整備事業費補助金(補習等のための指導員等派遣事業)

中学校における部活動指導員の配置支援

2 学びのセーフティネットの構築

3 医療的ケア児及びその家族に対する支援

4 公立学校施設整備の促進

2 人口減少対策
(3)教育の充実

現状／広島県の取組

【学びのセーフティネットの構築】

- 広島県では、全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、国の交付要綱及び取扱いに基づき、非課税世帯及び生活保護世帯の保護者に授業料以外の教育費負担を軽減する奨学のための給付金(広島県高校生等奨学給付金)を支給している。

【医療的ケア児及びその家族に対する支援】

- 通学中の医療的ケアを理由にスクールバスが利用できず、保護者送迎により通学している県立特別支援学校の医療的ケア児を対象とした通学支援(登下校時の送迎車両への看護師の配置)を実施している。

【公立学校施設整備の促進】

- 広島県の公立学校においては、経年により施設の老朽化が進んでいるため、長寿命化改修に取り組んでいるが耐用年数に近づいている学校施設が増えている。

参考:建築後60年以上かつ内部改修後30年以上経過する県立学校施設

年度	R5	R10	R15	R20
施設数	9棟	43棟	89棟	157棟

※県立学校 全866棟

課題

【学びのセーフティネットの構築】

- 全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう「奨学のための給付金」については、所得制限の緩和や給付額の改善など制度の充実が必要である。
- 特に非課税世帯の全日制又は定時制の生徒においては第1子と第2子以降の支給額に差があるため、区別なく第2子以降の給付額とするとともに多子世帯の更なる教育費負担の軽減を図るため給付要件の見直しが必要である。

【医療的ケア児及びその家族に対する支援】

- 登下校時の送迎車両に通年で看護師を配置する場合、多額の費用を要することから、保護者のニーズに対応した支援を行うためには、安定的な財源確保が不可欠である。

【公立学校施設整備の促進】

- 学校種を問わず、長寿命化改修だけでなく、今後、躯体の耐用年数経過に伴う改築も必要となることから、更に多額の工事費が必要となると見込まれる。

【関係補助金】

教育支援体制整備事業費補助金

